

岩見沢市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和6年12月26日 木曜日 午後3時50分から
午後4時25分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室1・2

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
	委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)
	委 員	坂 野 博 之	(議席 33 番)

委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)

4. 欠席委員

委 員	長 井 孝 之	(議席 1 1 番)
委 員	今 野 幸 広	(議席 1 2 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 1 7 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

5. 事務局出席

事務局長	土 井 盛 慈
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	米 澤 鎮 宏

議 長

只今より、令和6年岩見沢市農業委員会第12回総会を開催いたします。本日は、佐々木会長が不在でございますので、私、日笠が議長を務めさせていただきます。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号34番尾田委員、1番渋谷委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告4件、議案4件となっております。

会期は、本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号、農業委員会の動向について、事務局より報告をお願いします。

土井局長

私の方から農業委員会の動向についてご報告いたします。

12月2日から12月13日まで、市議会第4回定例会が開催され、佐々木会長と土井が出席しております。その中で、12月6日金曜日、一般質問の初日に北村の武田議員より「畑地化された農地の権利移動」についてご質問があり、佐々木会長からは実績はないが、通常の権利移動同様に当事者の理解と協力を得て合意のもと、農地集積の最適化に努めていくとの答弁がありました。また、13日の市議会最終日に議員会と懇談会が開催され、佐々木会長が出席しております。

次に、12月5日から地域計画策定に係る地域協議が各地域で始まっており、今月23日で大半の地域において協議を終えております。出席委員皆様、調整チームのリーダーとしてお役目お疲れ様でした。そして、ありがとうございました。なお、今後、地域協議が予定されている農業委員の皆様、年明け早々からの地域もありますが、よろしくお願いいたします。

次に、12月17日、18日、19日の3日間、北海道農業会議主催の会議が札幌市で開催され、3日間で17名の委員の出席をいただきました。3日間とも地域計画の地域協議と重なったこともあり、出席できる委員が制限されてしまいましたが、その中で出席された委員の皆様、連日の降り続く雪の中、大変お疲れ様でした。

最後に、12月19日、岩見沢農村連絡協議会との懇談会が開催され、佐々木会長が出席しております。

以上、農業委員会の動向でした。

議 長

日程4、報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

船戸係長

議長、振興係長。

議 長

振興係長。

船戸係長

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の表から議案6ページ別紙3の上段の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付で、賃貸借35番外19件の賃借権の設定です。

次に、同ページ中段の表から議案7ページ別紙4の上段の表に記載の所有権関係は、北海道農業公社の農地売買等事業による買い取りで、所有権83番外8件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借42番外3件の賃借権の設定です。

最後に、議案8ページ別紙5の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権85番外4件

の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第185号で令和6年11月28日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号、照会不動産に係る回答についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

総会議案9ページ、報告第3号、照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。件数は3件で、北海道財務局長及び札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。

まず、北海道財務局長からの照会で、総会議案10ページ、照会番号1、文書番号北海財国管3第822号、照会年月日は令和6年11月21日です。

照会内容は、土地の意見価格、現況の判定、耕作者及び3条資格の判定、隣接地所有者及び3条資格の判定についてです。

まず、意見価格ですが、地区担当の佐々木委員と協議し、XXXXXXXXXXといたしました。土地の現況は、耕作されている状況から農地であると判断しております。

耕作者は、隣接する自作地と一体で耕作しており農地法第3条資格者であると判定しております。

次に、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。

内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。

まず、総会議案12ページ、照会番号2、文書番号日記第56号、照会年月日令和6年11月28日です。

まず、農地性ですが、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草が繁殖しており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。

建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限ありで、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域となっております。

次に、総会議案14ページ、照会番号3、文書番号日記第57号、照会年月日令和6年12月2日です。

まず、農地性ですが、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草が繁殖しており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、昭和52年7月22日付けで農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。

建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限ありで、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、報告第4号、現況証明書の交付についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長
議長

議長、農地係長。

農地係長。

森田係長	総会議案16ページ、報告第4号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の の願い出件数は岩見沢地区1件です。 総会議案17ページ、整理番号1番です。 申請地は、年月日不詳だが宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、 申請地は昭和60年12月12日、木造2階建居宅が建築されていることを固定資産課税 台帳により確認し非農地として証明いたしました。
議 長	以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。 次に審議に入ります。 日程7、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認につい てを上程いたします。 説明を求めます。
船戸係長 議 長 船戸係長	議長、振興係長。 振興係長。 それでは、総会議案19ページ、議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通 知の成立状況の確認について説明いたします。 総会議案20ページ、整理番号1番については、他の農業者に貸し付けることから解約す るもので、12月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。 次に、総会議案同ページ、整理番号2番については、他の農業者に売却することから解 約するもので、12月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。 次に、総会議案同ページ、整理番号3番については、他の農業者に貸し付けることから 解約するもので、12月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。 本案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、 賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願いいたしま す。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。 日程8、議案第2号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につい てを上程いたします。 説明を求めます。
米澤主査 議 長 米澤主査	議長、事務局主査。 事務局主査。 それでは、総会議案21ページ、議案第2号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適 格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。 議案22ページ、別紙1の整理番号1番から2番につきましては、調査書のとおり、全 ての要件を満たすものと認められます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。 日程9、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。 説明を求めます。
森田係長 議 長	議長、農地係長。 農地係長。

森田係長

それでは、総会議案23ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は9件で、内訳につきましては、所有権の設定が4件、使用貸借権の設定が5件でございます。

総会議案24ページ、整理番号1番の譲渡人は、高齢となり耕作困難なため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [REDACTED] です。

なお、申請地は12月12日に森田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、高齢となり耕作困難なため、所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [REDACTED] です。

なお、申請地は12月12日に吉成委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号3番に記載の譲渡人は、所有する農地を農地所有適格法人の構成員である後継者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、経営の安定を図るものです。

なお、申請地は12月12日に久保委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案25ページ、整理番号4番に記載の譲渡人は、所有する農地を近隣農業者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は12月12日に黒島委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号5番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は12月12日に瀧本委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号6番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は12月12日に長井委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案26ページ、整理番号7番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は12月12日に森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号8番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は12月12日に黒島委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案27ページ、整理番号9番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借

	り受け、農業経営を開始するものです。 なお、申請地は12月12日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。 以上、説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。
議長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。 日程10、議案第4号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。 この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。 あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。 最初に第1地区の説明をお願いいたします。 吉成常任委員長。
吉成委員長	第1地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案29ページから31ページ、所有権97番から99番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。 次に、議案32ページから33ページ、使用貸借5番から6番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
議長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 吉成常任委員長は自席にお戻りください。 次に、第2地区の説明をお願いいたします。 森常任委員長。
森委員長	第2地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案34ページ、賃貸借59番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。 次に、議案35ページ、所有権100番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡し、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。
議長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 森常任委員長は自席にお戻りください。 次に、第4地区の説明をお願いいたします。 尾田常任委員長。
尾田委員長	第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議長

議案３６ページ、賃貸借６０番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案３７ページ、所有権１０１番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案３８ページ、使用貸借７番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

尾田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第５地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。

それでは、総会議案４０ページ、賃貸借６２番総会、議案４１ページ、賃貸借６３番について説明をお願いいたします。

川北委員長

川北常任委員長。

第５地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案４０ページ、賃貸借６２番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議案４１ページ、賃貸借６３番の貸主は、耕作が不便な農地を貸し付けて、経営の安定を図るもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、 の議事参与の制限を解除いたします。

それでは、第５地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

川北委員長

川北常任委員長。

議案３９ページ、賃貸借６１番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案４２ページ、所有権１０２番の譲渡人は、耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接している農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案４３ページから４６ページ、使用貸借８番から１１番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

川北常任委員長は自席にお戻りください。

次に、第６地区の説明をお願いいたします。

坂野常任委員長。

坂野委員長

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案47ページから48ページ、賃貸借64番から65番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案49ページから50ページ、賃貸借66番から67番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案51ページ及び53ページ、所有権103番及び105番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案52ページ及び56ページから59ページ、所有権104番及び109番から112番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案54ページから55ページ、所有権107番から108番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡し、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案60ページから61ページ、使用貸借12番から13番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

坂野常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。

それでは、総会議案62ページ、所有権113番について説明をお願いいたします。

長森常任委員長。

長森委員長

第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案62ページ、所有権113番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡し、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、 の議事参与の制限を解除します。

長森常任委員長は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、ご質問、ご意見等ございませんか。

干場委員長

農政委員会より、「いわみざわ農業委員会だより No.21」の発行について報告いたします。

今年度、計2回にわたり農政委員会を開催し、内容を精査してまいりました。

お手元に配付した農業委員会だよりの冊子をもとに、ご説明いたします。

まず表紙ですが、令和6年度の農地パトロールと作柄状況調査の様子を載せています。

次に2ページですが、上段は佐々木会長のあいさつ、下段は農業委員会組織の名簿を載せ、新年のご挨拶としております。

3ページは、上段に令和5年度の農業従事者調査の結果。中段に農地流動化状況。下段に農業者年金について載せています。

議 長

4 ページは、令和 7 年 4 月から農地の売買、賃借の仕組みが変更となりますので、その内容について載せています。

以上が冊子の内容でございます。

農家の皆様への配布は、毎年、いわみざわ農協及び峰延農協にご協力をお願いしており、既に依頼を終えております。年明けの J A 広報配付と同時に各戸配付される予定になります。

また、市役所、各支所、J A、改良区、共済組合、観光協会等関係する機関に、十数部程度、置いてもらうことにしており、市ホームページにも掲載いたします。

以上で、「いわみざわ農業委員会だより No. 2 1」の発行について、農政委員会からの報告といたします。

次に、来月 1 月の総会ですが、1 月 3 0 日（木）午後 3 時 0 0 分から、市役所 4 階委員会室で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。